

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 衛藤 明和

- 1 日 時 平成28年12月9日(金) 午後1時01分から
午後2時36分まで
- 2 場 所
第3委員会室
- 3 出席した委員の氏名
衛藤明和、井上明夫、近藤和義、守永信幸、平岩純子、吉岡美智子、荒金信生、森誠一
- 4 欠席した委員の氏名
なし
- 5 出席した委員外議員の氏名
なし
- 6 出席した執行部関係の職・氏名
福祉保健部長 草野俊介、生活環境部長 柴田尚子、病院局長 田代英哉
ほか関係者
- 7 会議に付した事件の件名
別紙次第のとおり
- 8 会議の概要及び結果
 - (1) 第105号議案のうち本委員会関係部分及び第111号議案から第113号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
請願25については、採択すべきものと賛成多数をもって決定した。
継続請願8、継続請願9、請願23及び請願24については、継続審査とすることをいずれも全会一致をもって決定した。
 - (2) 第106号議案、第107号議案及び第123号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することを、いずれも全会一致をもって決定した。
 - (3) 犯罪被害者等に関する条例制定を求めることについて、執行部から請願処理結果の報告を受けた。
 - (4) 平成28年4月地震大分県被災者義援金・被災者寄附金について、大分県医療費適正化計画について及び大分県環境影響評価条例の改正についてなど、執行部から報告を受けた。
 - (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主任 木付浩介

政策調査課調査広報班 主幹 飛河敦子

福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成28年12月9日（金）13：00～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 病院局関係 13：00～13：20

(1) 合い議案件の審査

第107号議案 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

第123号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第113号議案 大分県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

(3) その他

3 福祉保健部関係 13：20～14：10

(1) 付託案件の審査

第105号議案 平成28年度大分県一般会計補正予算（第5号）
（本委員会関係部分）

第111号議案 病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正について

第112号議案 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

継続請願 8 国の子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について

継続請願 9 大分県での子ども医療費助成制度の拡充を求めることについて

請 願 23 大分県「子ども医療費助成事業」における小・中学生の「通院」まで拡充を求めることについて

請 願 24 国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置の廃止を求める意見書の提出について

請 願 25 厚生労働省における受動喫煙防止対策強化措置に関する意見書の提出について

(2) 諸般の報告

①平成28年4月地震大分県被災者義援金・被災地寄附金について

②大分県医療費適正化計画について

③大分県国民健康保険運営方針について

(3) その他

4 生活環境部関係

14:10~15:00

(1) 合議案件の審査

第106号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第105号議案 平成28年度大分県一般会計補正予算(第5号)

(本委員会関係部分)

(3) 請願処理結果の報告

請 願 20 犯罪被害者等に関する条例制定を求めることについて

(4) 諸般の報告

①大分県環境影響評価条例の改正について

(5) その他

5 協議事項

15:00~15:10

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

衛藤委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案 4 件、請願 3 件及び前回、継続審査となりました継続請願 2 件並びに総務企画委員会から合い議のありました議案 3 件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより病院局関係の審査を行います。

初めに、総務企画委員会から合い議のありました、第 107 号議案一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてのうち、病院局関係部分について執行部の説明を求めます。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 それでは、第 107 号議案一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についての合い議案件につきまして、ご説明いたします。

議案書は 18 ページからになります。このうち病院局が所管するものは 21 ページになります。

本日は、お手元にお配りしました福祉保健生活環境委員会資料によりご説明申し上げます。

資料の 1 ページをお開き願います。

まず、1 の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正を行う趣旨についてでございます。

国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭等、一時的かつ大規模な行政需要が平成 29 年度以降に見込まれることから、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務について、任期付職員の採用を可能とするため、条例を一部改正するものであります。

また、それに伴い、関係する条例についても、まとめて規定の整備を行うもので、議案は総務企画委員会に付託されておりますが、病院局が所管する条例改正案も含まれますので、本委員会に合い議されております。

この関係する条例のうち病院局が所管するものが、2 の大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございます。

これは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正に伴い、大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例第 2 条に規定する任期付短時間勤務職員について、根拠法である地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 5 条の規定に基づき採用される短時間勤務職員を追加するものであります。

また、その他関係規程の整備もあわせて行うものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日としております。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、決定いたしました。

続いて、同じく総務企画委員会から合い議のあった第123号議案職員の給与に関する条例等の一部改正についてのうち、病院局関係部分について執行部の説明を求めます。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 それでは、第123号議案職員の給与に関する条例等の一部改正についての合い議案件につきまして、ご説明いたします。

議案書は5日に追加提出されました議案書の1ページからになりますが、このうち病院局が所管するものは45ページになります。

先ほどの福祉保健生活環境委員会資料によりご説明いたします。資料の2ページをお開き願います。

この条例改正案は、8つの条例の一部改正案でございますが、このうち大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正が病院局の所管するものであります。議案は総務企画委員会に付託されておりますが、病院局が所管する条例改正案も含まれますので、本委員会に合い議されております。

病院局が所管する条例の改正内容でございますが、扶養手当の支給対象となる扶養親族である子と孫の手当額が異なることになるため、それぞれ分けて記載するものであります。

参考といたしまして、資料の下段に記載しておりますが、扶養手当につきましては、配偶者に係る手当額を1万3千円から6,500円とし、子に係る手当額を6,500円から1万円に引き上げるものであります。

また、この改定は平成29年4月1日から実施するものではありませんが、受給者への影響を考慮し、右下の図のように激変緩和措置を講じているところであります。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、決定いたしました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

第113号議案大分県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 第113号議案大分県病院事業の設置等に関する条例の一部改正についての付託案件につきまして、ご説明いたします。

議案書は36ページになりますが、先ほどの福祉保健生活環境委員会資料によりご説明

いたします。資料の3ページをごらんください。

今回の条例改正は、県立病院の機能の充実強化を図るために、新たに呼吸器腫瘍内科及びリウマチ科を設置条例に追加するものです。

県立病院が担う診療分野を、より県民にわかりやすく示すことで、患者がみずからの病状等に合った医療機関を適切に選択できるようになると考えております。

施行期日は平成29年1月1日を予定しています。

追加する診療科目の概要ですが、呼吸器腫瘍内科は、呼吸器に関連したがん、主に肺がんを取り扱う診療科でございます。これまで呼吸器内科において診療を行ってきましたが、診療実績、特に抗がん剤治療の実績が年々上がってきていることや、今後も患者の増加が見込まれることから、呼吸器腫瘍内科を追加するものでございます。

次にリウマチ科は、関節リウマチを初めとする自己免疫異常に起因する疾患を取り扱う診療科でございます。これまで腎臓内科において医師1人で腎臓疾患及びリウマチの領域を診療してまいりました。本年7月に腎臓病治療の専門医を新たに配属したことから、腎臓疾患への対応が充実強化され、従前から在籍していた医師は、そもそも専門であるリウマチ領域に重点を置いた診療が可能となり、リウマチ科を追加するものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと、決定いたしました。

これで付託案件の審査は終わりましたが、この際、何かありませんか。

森委員 県病において、10月1日から初診料が5千円に改定されたということですがけれども、その初診の患者の方の数とか、そういった実態がわかれば教えていただきたいと思っております。

波多野医事・相談課長 10月1日から非紹介患者の初診料加算ということで5千円、再診については2,500円を徴収させてもらっております。まず、患者の動向ですけれども、外来患者ですが、11月までの累計が14万1,465名ということで、昨年よりも約1%ほど増加をしております。次に、初診患者数ということで、初診——県病に初めてかかるということで、救急患者、紹介患者、それと今回対象の非紹介患者でございますが、11月末までが1万2,533名でございます。昨年と同じ11月までが1万3,637人ということで約1,104人ほど減少となっております。率にして8%程度減少しております。

今回、対象でございます非紹介患者の初診加算料の11月までの累計ですが3,589名で、昨年が5,022名ということで約1,433名減少しております。減少率は28.5%でございます。ただ、これの中身なんですけど、ことしの4月から9月の上半期の1カ月の平均の加算の対象者が483名でございます。昨年の上半期が629名ということで、約23%ほど減少しております。これはやはりマスコミ等のPR等の影響が先にあつ

た感じで23%減ったのかなと思っております。次に10月の分でございます。10月は391名加算を取りました。同様に昨年の10月が683名ということで約43%減っております。ただ、先ほど言いましたように、4月以降減ってきてまして、このときには20%ぐらい上乘せをしたという感じの状況になっております。ただ、経営的には外来患者の総数は昨年よりもふえておりますので、その点の影響は余りないものと考えております。

森委員 初診料の増額の関係で何か問い合わせとかトラブルみたいなものはなかったかどうか。

波多野医事・相談課長 まず最初に、10月から11月中旬までで約22件の問い合わせがございました。主な問い合わせは、加算料の徴収される5千円について、その根拠と、それとあと再診料のところがなかなかわかりにくいという、そういった問い合わせがございましたので、その辺はきちんと説明してご納得をもらっております。そして、11月中旬までなんですが、10月が35名ほど、11月の中旬までに14名程度の方が県病にいられて、やはりちょっと違う病院に紹介をされて、紹介といいますか、ちょっとパンフレットでこういう病院もございますよということで紹介してから、そちらに行った方が全部で49人ほどございます。

吉岡委員 今、がん患者の方がとてもふえていて、なかなか手術室があかなくて、待機というんですか、待っていらっしゃる方って結構いらっしゃるんですかね。いるのかどうかだけ、わかればちょっと教えてください。特にデータがなければ、大体どれくらいで……。たまたま私、知り合いの方がちょっとがんで手術するんですが、その病院がいっぱいだったの。

井上県立病院長 大変お答えしにくいんですが、診療科によって違うと思います。がん患者さんの待ちに関しては、大体1カ月以内にとかいうところもあると思うんですけど診療科によっては一、二カ月待ちということがあるところもあると思います。がんの種類、診療科によって少し違うと思いますが、大方1カ月以内には受け入れが可能になっている状況ではないかと把握しております。正確に手持ちがございませんので、大体の感覚ですけれど。

平岩委員 私もわからないから教えていただきたいんですけど、友人のお子さんが県病の小児科にたまたま入院をしていて、小児科で、小さいもんですから、お母さんが付き添いで一緒に寝泊まりして、子供用のベッドで一緒に寝ているんだんですけど、その子供用のベッドがとても小さくて、とても生活しづらいというようなことを言われたんですけど。ごめんなさい、私は直接まだ見ていないんですけど、そこらあたりの状況を教えていただければと思います。

井上県立病院長 確かに、付き添いのお母さん方に対してのベッドというのは、仮設のようなものしかございませんので、一緒に寝ていただけるほどお子さんが小さいときはそのベッドに寝ていただくことになります。ご両親のどちらかについていただくような方というのは、基本的には授乳が必要なお子さんとか、あるいは病状が安定しない、親がいないとなかなか落ちついてくれないという方、年齢的には乳幼児ですね、そういった方に病状に合わせてお願いする、あるいは家族の方からのお願いがあってもつきたいというような場合に限らせていただいております。基本的には親がつかないで何とか見るとい

のが基本になっているわけですが、小児の場合は原則どおりにはなかなかいかないことがございます。病室とは違うところで待機していただくような部屋は私どものところにもあります。しかしながら、やっぱりついていないといけないと、病室に家族用の寝泊まりするようなスペースというのは認められておりません。ですから、そういう工夫をしながら何とかしている状態です。だから、別の部屋で待機して寝ていただくとか、そういったことをまぜながら負担を軽くするといった工夫をしております。

衛藤委員長 ほかにないようですので、これをもちまして病院局関係の審査を終わります。執行部はお疲れさまでした。

〔病院局退室、福祉保健部入室〕

衛藤委員長 これより福祉保健部関係の審査を行います。

まず、付託案件の審査を行います。

第105号議案平成28年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、福祉保健部関係部分について、執行部の説明を求めます。

草野福祉保健部長 補正予算の説明の前に、10月30日に開催した第36回大分国際車いすマラソン大会のご報告を簡単にさせていただきます。

今大会には、丸川オリンピック・パラリンピック担当大臣及び鈴木スポーツ庁長官にご臨席いただきまして、お二人とも非常に熱心に開催準備状況やボランティアの状況等をご視察いただきました。お二人とも大分大会が東京でのパラリンピック開催の参考になるとの感想をいただいたところです。

今回は、スタート時間の1時間繰り上げや、ハーフマラソン5キロメートルの関門を3分間延長するという事で、より多くの方が5キロ地点を通過できるようになりましたし、何よりも大会史上初めて日本人選手がワン・ツー・フィニッシュしました。さらには、関係者の念願でありましたテレビ放映ができたということで、特にBSでは全国放送もできたということで大変いい大会だったと思っております。

一方で、テレビ放映が急に決まりましたので、いろいろ準備がかなり大変でした。これにご協力いただきました関係者の方、また、ご苦勞いただいた皆さんにこの場をかりて感謝申し上げたいと思っております。

今申し上げましたように2020年には東京パラリンピックがあります。今年は障害者差別解消法も施行されました。これから、障がい者がスポーツに取り組む姿、また働く姿も含めて障がい者の理解、福祉の向上につながればと思っておりますので、これからもご支援いただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、第105号議案平成28年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、福祉保健部関係について説明させていただきます。

お手元の福祉保健生活環境委員会資料の1ページをお開きください。

既決予算額ですが、表の上の段、福祉保健部計として太枠で囲んだ部分、941億8,544万円となっています。

今回の補正予算総額は、中ほどの段にあります11月補正予算の太枠で囲んだ部分、6,679万8千円でございます。

これをお認めいただきますと、予算総額は、1番下にありますように942億5,223万8千円となります。

続きまして、2ページをごらんください。11月補正事業の内容について説明いたします。

いずれの事業も、相模原市の津久井やまゆり園において19名が死亡した大変痛ましい事件を受け、社会福祉施設等を利用される方の安全対策を強化するため、国の2次補正予算を活用して非常通報装置や防犯カメラなどの整備に必要な経費を助成するものです。

事業番号1、児童福祉施設整備事業費1,110万3千円については、幼稚園型認定こども園など8カ所、事業番号2、障がい者福祉施設整備事業費5,569万5千円については、障害者支援施設など75カ所がそれぞれ助成対象施設となっております。

なお、国の2次補正における高齢者福祉施設の取り扱いについては、市町村の実施事業となっており、県内47カ所で同様の安全対策が実施される予定となっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、採決は生活環境部の審査の際に一括して行います。

次に、第111号議案病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

廣瀬医療政策課長 資料の3ページをお開きください。

第111号議案病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。なお、ページ左上にも記載しておりますが、議案書は33ページでございます。

まず、1の条例の概要でございます。

この条例は、医療法の規定に基づき、病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定めたものでございます。

2の改正の理由でございます。

医療法施行規則及び独立行政法人労働者健康福祉機構法の一部改正に伴い、本条例の規定を整備するものでございます。

具体的には、3の改正の内容でございますように、総務省、財務省及び林野庁が所管する病院及び診療所が民間へ移譲等されたこと及び独立行政法人労働者健康福祉機構が、組織変えにより労働者健康安全機構となったため、文言の修正など所要の改正を行うものです。

なお、大分県には該当する病院等はございません。

施行期日は4にございますように、公布の日としています。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第112号議案児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

伊東こども・家庭支援課長 資料の4ページをごらんください。

第112号議案児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。なお、議案書では34ページとなっております。

まず、1の改正の理由でございますが、児童福祉法等の一部が改正されたことに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等について所要の改正を行うものでございます。

改正する条例は、2に記載の2つの条例でございます。

3の改正の内容等については、(1)項ずれの措置として、条例中の、児童福祉司の任用基準を規定する法第13条第2項各号を法第13条第3項各号に改めることと、(2)引用する文言の改正として、記載する2つの条例中の情緒障害児短期治療施設を児童心理治療施設に改めるものであります。

これは、保護者による虐待や家庭や学校での人間関係等が原因となって、心理的に不安定な状態に陥ることで、社会生活が困難になっている児童に対して、心理面からの治療及び指導を行っている現在の施設実態に合わせて、施設の機能を変更することなく、名称を変更するものであります。

なお、名称変更の対象となる施設は、県内では大分こども心理療育センター愛育学園はばたきが該当いたします。

4の施行期日ですが、3の(1)は公布の日、(2)は平成29年4月1日としております。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

なお、本議案については、文教警察委員会にも関係がありますので、合い議をいたしました結果、原案のとおり可決すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の審査を行います。

継続請願8国の子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について、継続請願9大分県での子ども医療費助成制度の拡充を求めることについて、請願23大分県「子ども医療費助成事業」における小・中学生の「通院」まで拡充を求めることについて及び請願24国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置の廃止を求める意見書の提出についての4つについては、それぞれ関連がありますので、一括して執行部の説明を求めます。

二日市こども未来課長 緑の冊子の請願文書表と水色の冊子の継続請願文書表をお開きください。

今回提出がありました請願23大分県「子ども医療費助成事業」における小・中学生の「通院」まで拡充を求めることについては、継続請願8及び9と同様に子ども医療費助成

制度に係る請願でありますので、一括して説明申し上げます。

本県では、子ども医療費助成制度は、所得制限を設けず、助成方式も現物給付とするなど、全国的にも充実した制度内容になっています。

本事業は安定的で持続的な制度としての運営が求められており、その拡充に当たっては、実施主体である市町村の厳しい財政事情を考慮する必要があり、県としても多大な経費を要することに加え、医療提供体制への影響などについても十分に留意する必要があると考えております。

また、県としては、子育ての経済的負担が軽減されるよう、国の責任において子どもの医療費にかかわる全国一律の制度の構築が必要と考えており、この旨を全国知事会や全国衛生部長会等を通じて国に要望しているところです。

国では、子どもの医療制度の在り方等に関する検討会の取りまとめを受け、未就学児における国民健康保険の減額調整を見直す方向で検討を継続しています。

県としては引き続き国の動向を注視していきたいと考えております。

幸国保医療室長 請願文書表の2ページをお開きください。

請願24国民健康保険療養費国庫負担金の減額調整措置の廃止を求める意見書の提出に関する請願について、ご説明申し上げます。

先ほど、こども未来課長からも説明がありましたように、本県においては、子ども医療費について所得制限を設けず現物給付を行っていますが、こうした地方単独医療費助成の取り組みに対して、国は、医療費の波及増分は実施自治体が負担すべきものとして、国民健康保険制度の国庫負担金を減額する措置を講じております。

この措置につきましても、市町村国保財政への影響も大きいことから、県としては、国に対して、これまでも政府予算等に関する提言活動や全国知事会等を通じて、減額調整措置を撤廃するよう要望してきたところです。

先ほどご説明したとおり、現在、国において、この減額調整措置を見直す方向で検討しており、その動向を注視しているところです。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありますか。

井上副委員長 継続請願8と9はずっと継続していますし、今度新しく出てきた請願23もほとんど同じような内容で、国の動向を見ながらということで継続にこれまでしてきた経緯もあるので、引き続き継続ということをご提案したいと思います。

あと、請願24も現在、厚労省が未就学児などを対象とした助成制度のペナルティーをなくす検討に入ったということでもありますので、これも同じように国の動向を見るということで、継続ではいかがかと思いますが。（「結構です」と言う者あり）

衛藤委員長 ほかにないようですので、これより各請願の取り扱いについて、協議いたします。

まず、継続請願8国の子ども医療費無料制度の創設を求める意見書の提出については、いかがいたしましょうか。

平岩委員 私は紹介議員になっていますので、ずっと継続で来ているので、できることなら採択してほしいという願いは持っていますが、もしここで国の動向を見て、国の動向が変わるといって継続と皆さんが言われるのなら、私が1人で言っても通らないのはわかっているんですけど、紹介議員ですので、通してほしいという願いをずっと

持ち続けております。

衛藤委員長 それでは、継続についてお諮りします。

本請願を継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、継続請願 9 大分県での子ども医療費助成制度の拡充を求めることについては、いかがいたしましょうか。

〔「継続審査」と言う者あり〕

衛藤委員長 それでは、継続についてお諮りします。

本請願を継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、請願 2 3 大分県「子ども医療費助成事業」における小・中学生の「通院」まで拡充を求めることについては、いかがいたしましょうか。

〔「継続審査」と言う者あり〕

衛藤委員長 それでは、継続についてお諮りします。

本請願を継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願 2 4 国民健康保険療養費等国庫負担金の減額調整措置の廃止を求める意見書の提出については、いかがいたしましょうか。

〔「継続審査」と言う者あり〕

衛藤委員長 それでは、継続についてお諮りします。

本請願を継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願 2 5 厚生労働省における受動喫煙防止対策強化措置に関する意見書の提出について、執行部の説明を求めます。

藤内健康づくり支援課長 お手元の請願文書表とは別に、A 4 の受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）という資料をお配りしておりますのでごらんください。

まず、受動喫煙防止対策を強化する必要性についてご説明いたします。このたたき台の最初の丸ですが、受動喫煙が健康に悪影響を与えることが科学的に明らかにされており、例えば、肺がんや乳幼児突然死症候群、虚血性心疾患などのリスクを高めることがわかっております。

こうした医学的な理由に加え、1 ページの下から 2 つ目の丸にあるように、我が国は 2020 年に東京オリンピック・パラリンピック、2019 年にラグビーワールドカップの開催を控えております。1 番下の丸ですけれども、世界保健機関と国際オリンピック委員会は、たばこのないオリンピックを共同で推進することとしており、日本を除く近年のこれらの競技大会開催地及び開催予定地では、公共の施設や職場について、罰則を伴う受動喫煙防止対策を行っているところです。

こうしたことを踏まえ、我が国においても、東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップに向けて、国民のさらなる健康増進のために、早急に受動喫煙防止対策を図ろうというものです。

このたたき台の4ページをごらんください。

具体的には、官公庁や社会福祉施設は建物内禁煙。患者さんや子供のように受動喫煙の被害が大きくなりやすい医療機関や小中学校、高校については敷地内禁煙。そして、今回請願にあります飲食店、ホテル・旅館等のサービス業施設につきましては、原則建物内禁煙、ただし喫煙室を設けることは可能、というものです。

この新しい制度については、各団体からさまざまな意見を聴取しているところです。

飲食業など16の業種で組織する全国生活衛生同業組合連合会からは、一方的な基準を一律に事業者に課す規制には断固反対し、受動喫煙を防止する分煙対策を容認し、支援してほしいという意見が出ています。

一方で、全国消費者団体連絡会からは、非喫煙者の健康の保護のために、私的空間と喫煙者の空間を除き、全ての閉鎖空間における喫煙の禁止とその法制化をしてほしい、喫煙室を設置する場合は、禁止区域に煙が漏れないことを条件づけるなどきちんとした設置基準を設けてほしいという意見が出されております。

厚生労働省では、これらの意見を踏まえ、詳細な制度の検討を行い、早ければ関連法案を来年の通常国会に提出するとしています。

県としては、引き続き国の動向を注視するとともに、受動喫煙による健康被害の防止と、禁煙したい人への禁煙支援に取り組んでいきたいと考えております。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありませんか。

吉岡委員 今回出された請願は国に意見書を提出してもらいたいという内容かと思っております。1つ、私の意見なんですけど、今回、受動喫煙を防止するには、何よりも今説明がありましたように、たばこの煙が深刻な健康被害を招くという認識を深めていくことが最重要課題であるかなと思っております。その上で、ことしの9月に15年ぶりに改定された厚労省のたばこ白書によると、喫煙との因果関係は確実にあるとされる病気として、がんのほかに、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病などが上げられ、毎年、喫煙により約13万人、受動喫煙だけでも約1万5千人が命を落としていると言われているそうですね。国立がん研究センターも受動喫煙により肺がんになる危険が高まることは確実にだとする調査結果を公表したと。

こういうものもあって、先ほどご説明あったとおりだと思っております。基本的には吸わないのが1番いい。ただし、それもよくわかった上で、今回、あえて意見書が出たということは、こういうサービス業の皆様、例えば、夜お店に行ったときに、喫煙所がなければもうお店に行かないとかなると、そのお店そのものの存在も危ういかなという思いもあっての請願かなと思っておりますので、趣旨は十分認識した上でも、意見書を出さざるを得ないという環境も認めた上で、私は採択の方向で意見を述べさせていただきました。

守永委員 全体的に、流れとして喫煙を抑止していくというのと、特に今回、受動喫煙の対応策というのは、やはり自分の意思で吸う人はもう自分の判断ですよということになるんですけども、吸わない人が副流煙でいわゆる喫煙状態になってしまう、それを避けるということはやはり最前線で持っていくべきだろうと思うんですね。この請願の趣旨は、

吉岡委員が言われたことが主な内容だろうとは思いますが、逆にそういう飲食店に、たばこを吸わない人は行かないという意見も同時並行的に起こってくる話なんで、結局、個々のサービス業なんかで喫煙室設置化とか、そういう基準がある以上は、その趣旨も踏まえた上で対応をお願いするのが1番じゃないかなと思うんですよね。

その辺を考えたときに、ちょっとこれは当局にも聞きたいんですけども、喫煙室とか喫煙スペースを設置する場合の基準というのは特に定めたものはないんですかね。出入りする入り口に喫煙スペースを設けて、結局、入るときに受動喫煙をしてしまうような店舗が多いような気がしてですね。そういった多くの方が通行するところは避けるとか、そういう基準というのはないのかどうか、ちょっと教えてください。

藤内健康づくり支援課長 委員ご指摘のように出入り口に近いところには喫煙コーナーを設けないようにという記述があります。ただ、近いというのが何メートル以上離すという明確な基準がないものですから、実際は出入り口に喫煙コーナーがあって、出入りする際に受動喫煙にさらされるということが実際は起こっていますので、そのところが今ちょっと課題が残っているとは思っています。

守永委員 そういう状況はわかるし、なかなか基準にしづらいというのはあるんだと思います。やはり健康寿命を伸ばして日本一にしようという取り組みをこれからしようというときに、この意見書をそのまま素直に認めてしまっているものかというのはもっと議論が必要なんじゃないかなという気がします。

井上副委員長 私も随分若いころたばこをやめたので、受動喫煙をしたくないのはやまやまなんですけど、これは意識を高めて自発的にマナーを守ってもらうというのが喫煙する人に対して1番重要だと思います。余り罰則つきとか、厳しくし過ぎるのもどうかなという気がしてですね。特に、飲食業の業界の人たちが反対しているということですが、例えば、小規模な店でなかなか対応できないというようなところもあると思いますし、この請願の提出者はたばこ耕作組合なんですけど、やはり大分県内にも葉たばこの生産業者というのがありますし、今でも結構、分煙とかそういうことについては取り組みを一生懸命やっている最中だと思うので、ここまで厳しくするのはどうかなという気が私としては感じております。

平岩委員 喫煙する人の気持ちと、吸わない人の思いと、そして事業主の思いと、複雑なんだなと思っていますんですけど、私、最近2回、飲食店に入ったんですね。そしたら、どちらも小さいお店だったんで、たばこを吸っている人がいて、こっちも若者がたばこを吸っている、こっちも吸っている、私は出ようかなと思ったけど、入った手前、出ちゃいけないなと思って、我慢していたんですね。そういうのを考えたときに、やっぱり少しでもこのたたき台のように方向性を持ってやっていかないと、いつまでたってもこれは同じことかなと思います。

例えば、県庁の1階にたばこを吸うところがあるんですよね。あそこはカーテンで仕切っているんですけど、もうエレベーターの中もたばこのにおいがすごいですよ。あそこを通るたびにたばこのにおいがすごくて、県庁の議会棟のですね。これ何のためにあるのかなと思いつつながら、吸うところが少ないからみんなきつとどンドンあそこに来て吸っているんだろうなと、お見かけしたことがない人もたくさんいらっしゃいますので、吸うところがふえるといいんだろう、分煙するところがふえるといいんだろうなとも思いつつながら

ますので、今のオリンピックに向けた方向性から考えて、やっぱり事業者にそんなにまで過剰な配慮をするということが逆方向ではないかなと私は思っていました。

近藤委員 参考意見ですけど、最近、煙の出ないたばこを吸う器具が出ていますよね。たばこを吸う人にとっては煙が出るのと同じ、そういうのがありますよね。今、結構はやっているんですけど、あんなのがはやると解決すると思うんですけどな。知らないのかな、みんな。（「知らない」と言う者あり）知らないですかね。

藤内健康づくり支援課長 今言われたアイコスといいますか、実際に煙は出ないんですけども、実は吸った後、その吸った人の口からは2次副流煙が出ますので、今までの通常のたばこに比べれば受動喫煙は少なくはなりますが、ちゃんと受動喫煙の害がありますので、それによってこの受動喫煙の問題が全て解決するというわけではなさそうです。

衛藤委員長 ほかにないようですので、本請願については採決したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 本請願は、採択すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

衛藤委員長 挙手多数であります。

よって、本請願は採択すべきものと決定いたしました。

ただいまの請願については、多数決での採択となりましたので、議会運営申し合わせにより、賛成議員による発議をもって意見書案を提出することになります。

よって、意見書の案文については、本委員会終了後、賛成の議員にてご検討をお願いいたします。

これで請願の審査を終わります。以上で、付託案件の審査は終わりました。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

まず、次第の①の報告をお願いします。

大戸地域福祉推進室長 委員会資料の5ページをお開きください。

4月22日に受け付けを開始した平成28年4月地震義援金・寄附金については9月30日に受け付け期間を終了したので、その状況についてご説明いたします。

まず、1の義援金についてですが、第1回配分委員会を5月27日に、第2回を10月28日にそれぞれ開催し、配分単価等を決定して市町村を通じ被災者へお届けしています。なお、日本赤十字社などで9月末までに受け付けた義援金の一部は10月以降にも入金されています。

(1)にありますように受け付け金額は、日本赤十字社と共同募金会も含めて総額約8億9,700万円となっています。(2)配分基準単価ですが重傷者、住家の全壊、半壊、一部損壊の被害程度別に単価を決定しています。右の表は、配分基準単価に基づく市町村別の配分額となっています。(3)今後の配分についてですが、第2次配分後の残額と、その後、日本赤十字社などから入金された義援金は別府市と由布市へ粹配分することとしています。

今回、全国から、また海外も含め多くの善意をお寄せいただきました。おかげをもちまして、義援金の配分に当たっては、被災した方々に対して手厚い支援ができたものと考えています。

次に2の寄附金についてです。(1)金額ですが約4億1,900万円となっています。(2)の活用状況にありますように、6月補正予算において観光・商工業への支援や社会福祉施設等のインフラの復旧などの事業に充当しています。(3)今後の活用については、被災地支援や復旧等の事業の財源に充当する予定です。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありませんか。

守永委員 この募金金額の中で、大分県共同募金会の金額が計上されていますけれども、これは赤い羽根とは別に寄せられたものと捉えていいのか。それと、私は赤い羽根のだいふくんとくまモンがコラボしたバッジをつけているんですけども、これは熊本と大分の地震でのコラボだと思っているんですけど、このバッジ絡みで寄せられた赤い羽根募金はどう扱われるのか、もしおわかりだったら教えてください。

大戸地域福祉推進室長 まず、赤い羽根募金と今回の義援金は別のものでございます。義援金については、地震の被災に限定してということでお届けをいただいております。また、バッジについては、済みません、ちょっと詳細が今わからないので、調べてお答えしたいと思います。

近藤委員 県は、この配分額のそれぞれの市町村の用途については掌握しているのかな。

大戸地域福祉推進室長 配分した義援金については、市町村から全壊であるとか半壊である、そういった実績の報告をいただいたものに基づいて配分をしております。ただいま配分状況の報告をいただいているところでございます。

近藤委員 義援金の配分の中から、直接被災者じゃなくて、道路の復旧財源等に由布市が使用しているんじゃないかなという話をちょっと聞いているんですけど、そういうことはあるのかな。

大戸地域福祉推進室長 それはございません。義援金については、市町村を通じて直接被災者の方々にお届けしていただくようにしております。

近藤委員 それじゃ、寄附金の中からそういうのを充当したというのかな。何かしたというのを聞いたんですけどね。

大戸地域福祉推進室長 県にお寄せいただいた寄附金については、先ほどご説明したとおり、補正予算等で財源充当させていただいております。また、市町村ごとでも独自に寄附金や支援金、あるいは義援金をいただいたところもあるかと聞いておりますので、そういったものを財源に事業を行ったという可能性はあるかと思えます。

近藤委員 わかりました。私のほうでちょっと調べてみます。(「それがいい」と言う者あり)

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、次の報告をお願いします。

②と③をまとめてお願いします。

幸国保医療室長 資料の6ページをごらんください。

まず、大分県医療費適正化計画の第三期骨子案と第二期の進捗状況についてご報告申し上げます。

まず初めに、来年度の秋ごろをめどに策定を進めています、第三期計画の骨子案についてです。

計画の構成は、大きく、1の計画の趣旨等から5の計画の進行管理等の5つとしています。

1及び2については、前回の常任委員会において説明させていただいておりますので、今回は3から5についてご説明いたします。

3の達成すべき目標と計画期間における医療費見込みについてですが、(1)の県民の健康保持の推進に関するものとして7項目、(2)の医療の効率的な提供の推進に関するものとして2項目の目標を掲げております。また、このうち、(1)の①特定健康診査実施率から④たばこ対策の推進、(2)の①後発医薬品使用割合については、数値目標を設定する予定です。

(3)医療費見込みについてですが、平成35年度の①入院外医療費及び②入院医療費について、今後、国から示される推計ツールを用いて算出することとなっています。

次に、4の目標達成に向けた施策についてですが、(1)県民の健康保持の推進に関するものとして、①保険者の健診データ等を活用した効果的な保健事業の促進などの5施策、(2)の医療の効率的な提供の推進に関するものとして、①後発医薬品の使用促進など3施策を掲げております。

最後に、5計画の進行管理等についてですが、毎年度、進捗状況を公表するほか、計画の最終年度である35年度に、進捗状況について調査・分析を行い、次期計画へ反映することとしております。また、推進体制として、国や県とともに、市町村や協会けんぽといった保険者や県民などそれぞれの役割を明示することとしております。

第三期の骨子案については以上でございます。

続いて、7ページをお開きください。第二期計画の進捗状況について、ご報告いたします。

第二期計画では、1の県民の健康保持の推進に関するものとして3項目、2の医療の効率的な提供の推進に関するものとして2項目の数値目標及びこれらの達成成果を踏まえた医療に要する費用の見通しを定めています。

初めに、1の県民の健康保持の推進に関する目標についてです。平成26年度の実績は、(1)の特定健康診査の実施率については、平成29年度の目標値70%に対し50.6%、(2)の特定保健指導の実施率は、目標値45%に対し27.7%、(3)のメタボリックシンドロームの該当者及び予備群者数の平成20年度対比減少率については、目標値10%に対し5.98%となっております。いずれも目標とは開きがありますが、年々上昇し、全国平均を上回って推移しているところです。

次に、2の医療の効率的な提供の推進に関する目標についてですが、本指標については、27年度実績となります。

(1)医療機能の強化・連携等を通じた平均在院日数の短縮については、目標値31.6日に対し32.2日と目標には達していませんが、(2)の後発医薬品の使用促進については、目標値40%に対し42.9%と目標を既に達成しているところです。

3の医療に要する費用の見通しの適正化効果額については、平成26年度において、計画値42億円に対し165億円の効果額が得られたところです。

なお、進捗状況の結果については、第三期計画に反映させるとともに、目標未達成の項目もあることから、引き続き市町村や関係機関等と連携して医療費適正化に向けた取り組みを推進したいと考えております。

続きまして、8ページをごらんください。

先ほどの医療費適正化計画と同様に、来年秋ごろをめどに策定を進めています、大分県国民健康保険運営方針の骨子案についてご報告いたします。

計画の構成は、1の運営方針の趣旨等から6の推進体制の6つの項目としています。

1から3については、前回の常任委員会において説明させていただいておりますので、今回は4から6についてご説明申し上げます。

4の保険料の標準的な算定方法についてですが、平成30年度から新たに納付金制度が導入され、都道府県がそれぞれの市町村が負担する国保事業費納付金額を決定するとともに、標準保険料率を算定し市町村へ提示することとなります。そのため、運営方針の中で、国保事業費納付金や標準保険料率の算定方法についても記載することとしております。

次に、5具体的な取り組みについてですが、(1)の市町村における保険料の徴収の適正な実施など、5つの取り組みを掲げることとしています。(1)の保険料の徴収の適正な実施では、収納対策の強化、(2)の保険給付の適正な実施では、レセプト点検の充実強化等に取り組みます。(3)の医療費適正化への取り組みでは、特定健診・保健指導の促進や重複・頻回受診の是正等を掲げております。また、(4)の市町村国保事業の広域的及び効率的な運営の推進や、(5)保健医療福祉サービスとの連携についても盛り込むこととしています。なお、県としても、平成30年度からの国保の都道府県化に向けて、研修会の開催などを通じて、市町村の収納率の向上や保健事業の充実を図るとともに、財政面での支援拡充に努めているところでございます。

最後に、6の推進体制についてですが、毎年度の進捗状況を点検し、必要に応じて取り組み内容を見直すとともに、市町村や関係機関等と連携して各般の取り組みを推進することとしています。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありませんか。

森委員 6ページの医療費適正化計画の中で、先ほども議論になったたばこ対策の推進とかが上げられていますけれども、さっき近藤委員がおっしゃった、いわゆるアイコス等のヒートスティック型——蒸らすたばこですかね。吸っている方は実はニコチンというか、余り害を与えていないという意識で、結構、公共の場でも吸っている方が非常に多くなっているのと、自治体によっては煙が出るのはだめだけど、ヒートスティック型だといひ、路上でもいいよとかいうようなところもあるとも聞いたことがあるんですけども、大分県としてこのヒートスティック型——いわゆるアイコスのようなたばこの対策について、今どの程度取り組んでいるのかということ、私の周りは結構それを吸っている方が多いんです。ヒートスティック型のアイコス2台持ちとかいう形で、大抵の方は2台持って充電しながら吸っています。あれを吸い始めると、もう煙のたばこは吸えないというぐらい、そっちに依存してしまうという部分があるんですけども、そういった意味で、今後のいわゆる中毒みたいな形の、そういった研究とかいうのが進んでいるのか、ちょっとその点についてお聞かせください。

藤内健康づくり支援課長 県では毎年、禁煙アドバイザー、禁煙支援にかかわる従事者の研修会をやっておりますが、その中でもことし、アイコスなどスティック型の喫煙具に対する議論もしております。ただ、今、委員ご指摘のように、自治体とか、あるいはそういう施設において、あれを受動喫煙の対象にしない、オーケーというところも、まだ県内で具体的にどこがそうしているというのは把握をしていないんですけども、少なく

ともあれも受動喫煙の対象にしなければいけないというような認識はしっかり普及させて、今後の受動喫煙対策のときはそこも含めて強化をしていきたいと考えております。

森委員 先ほどの議論の中で、藤内課長がおっしゃった、受動喫煙を実は少ししているんですよというのを私も初めて認識したところで、私も以前、20年ぐらい前はたばこ吸ってましたから、たばこを吸う人の気持ちもわかるし、その状況もわかるんですけども、やっぱり吸っている人も、自分たちが吸っていて受動喫煙にほかの人がなっているんだという意識がない部分が多いと思いますので、その辺は本当に今後非常に重要だと思っておりますので、対策等についてよろしくをお願いします。

吉岡委員 1つ要望なんですけど、今、喫煙に関して、やはりここでも教育とうたってあるんですが、成人になって教育しても何か遅いので、よく教育委員会と連携して、小さいときから吸ってはいけないよと、がんになるよと、それを徹底して教え込んでいくと、今から何十年後かは自然によくないんだとなってくるのかなと。今吸っている人は、それはさまざまな条件でストレス解消とか、どちらの意見もわかるんですが、以前、大分大学の北野学長が、吸っている人はもちろんだけど、空気で伝わっているからPM2.5よりひどいんだと、そういうお話も承っておりますので、これはもう成人には大変厳しいので、ぜひ教育委員会と連携して、小さいときからの教育をさらに進めていただきたいと思いますとおきます。

守永委員 関連する話になるんですけども、いわゆるヒートスティックの形状のものというのは、普通に火をつけて吸うたばこと吸う形状も何もかも違うと思うんですが、害の受け方というのは主流煙も含めて同じような害を受けるのか、それとも全然違うものなのか、その辺はどうなんでしょうか。

藤内健康づくり支援課長 今言ったヒートスティックは結局、たばこをそのまま蒸らす、それを吸入するものですから、実際、吸っている本人にとっては通常のたばこと害は同じです。ただ、たばこの火先から煙が出ないということで受動喫煙は少しは少ないんですが、呼気から、吐く息に含まれますので、その点は対策が必要です。なお、紛らわしいのは、電子たばことって、それとはまた別に、ニコチン成分を気化させてそれを吸い込むタイプの、これはたばこと呼べないんですけども、そういう製品もあります。それは確かに受動喫煙なんかは起きないんですが、でもその成分そのものとかについてはニコチン以外にもいろいろな有害な物質も含まれるということで、今その部分の規制がちょっと緩いものですから、それに対しても対策を早急に強化しなければいけないということにはなっています。

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かほかにありませんか。

井上副委員長 話が戻って申しわけないんですけど、安全対策で、こども園とか障がい者施設にいろいろ配備する補助金ですね。こども園等8カ所と障害者支援施設等75カ所、これがどこかわかる一覧表みたいなのがあれば、後でいただきたいと思えます。

二日市こども未来課長 今わかりますが、申し上げたほうがいいですか。それとも表でお配りしたほうがよろしいでしょうか。

衛藤委員長 75カ所でしょう。後でお願いします。

二日市こども未来課長 後でお配りします。

衛藤委員長 ほかにないようですので、これをもちまして福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部の皆さん、大変お疲れさまでした。

〔福祉保健部退室、生活環境部入室〕

衛藤委員長 それでは、これより生活環境部関係の審査を行います。

初めに、総務企画委員会から合い議のありました、第106号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてのうち、生活環境部関係部分について執行部の説明を求めます。

森下廃棄物対策課長 第106号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてのうち、生活環境部関係部分についてご説明いたします。

議案書は16ページですが、説明はお手元の委員会資料でいたします。1ページをお開きください。

1の条例の概要ですが、地方自治法第252条17の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することを定めたものです。

2の改正の理由ですが、このたびの移譲に関する協議が調ったことに伴うもので、浄化槽法に基づく事務の移譲市町村を追加し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務については新たに移譲するものでございます。

3の改正の概要でございます。

まず、浄化槽法に基づく事務について説明いたします。移譲する事務は、県が窓口となっている浄化槽設置の届け出の受理、届け出に関する勧告、指定検査機関からの第7条及び第11条の水質検査結果報告の受理、浄化槽の保守点検または清掃についての助言や指導、勧告、水質検査についての指導や助言などの事務を市町村へ移譲するものでございます。

権限移譲の状況については、下の表にありますように現在、7市村に移譲済みであり、今回の中津市、由布市を加えますと、平成29年10月には8市1村となります。

神志那消防保安室長 では、次の2ページをごらんください。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務について、ご説明します。

移譲する事務は、県が届け出窓口となっている液化石油ガス設備工事の届け出の受理及び受理した旨を各消防本部の消防長に通報する業務を市町村に移譲するものです。

下の整理表をごらんください。

貯蔵量300キログラム以上500キログラム未満の液化石油ガス設備工事については、真ん中の貯蔵の方法の列にあるように、容器、貯槽のいずれも消防法に基づき市町村消防本部に届け出ることになっています。それを上回る貯蔵量の工事については液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく届け出となり、これまで県が届け出窓口となっていました。

今回の改正で、容器については3千キログラム未満、貯槽は1千キログラム未満の工事については、1番右側の列にあるように消防本部に届け出ることになります。このことに

より、届け出窓口が消防本部に一元化され事業者の事務手続の負担軽減が図られるとともに、各消防本部が液化石油ガス設備の設置状況を受理時に把握できることになることから、危機管理対応の向上が図られるようになるものと考えています。

なお、本事務は平成29年4月1日から全市町村に移譲します。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、決定いたしました。

次に、付託案件の審査を行います。

第105号議案平成28年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、生活環境部関係部分について、執行部の説明を求めます。

柴田生活環境部長 では、第105号議案平成28年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、生活環境部関係部分について、ご説明いたします。

お手元の資料の3ページをお開きください。

生活環境部関係の11月補正予算額は、表の左から4つ目、補正予算額欄の1番下の1,008万9千円でございます。既決予算額と合わせた予算総額はその右隣の114億8,471万8千円となります。

次に、補正予算の具体的な内容について、ご説明いたします。下の4ページをごらんください。

事業名、隣保館整備事業1,008万9千円でございます。

本事業は、地域住民の福祉の向上や人権啓発の拠点となる隣保館の効果的な活用に資するため、市町村が行う隣保館の施設整備等に対し助成するものでございます。

具体的な事業内容ですが、中津市が実施する中津市三保文化センターのトイレ改修や外壁改修工事に要する経費の一部を助成するものでございます。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないので、これより先ほど審査いたしました福祉保健部関係部分とあわせて採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと、決定いたしました。

次に、さきの第3回定例会において採択した請願の処理の経過と結果について、執行部から報告を求めたいと思います。

後藤県民生活・男女共同参画課長 それでは、犯罪被害者等に関する条例制定を求める請

願の処理状況について、ご報告いたします。

黄色の表紙の請願処理結果報告の1ページをお開きください。

犯罪被害者等に関する条例の制定についてでございますが、請願の趣旨等を踏まえ、条例の制定に向け、検討を行っているところでございます。

具体的には、昨年度策定した大分県犯罪被害者等支援推進指針に盛り込んでいる施策について検証をしっかりと行うことが、条例制定の土台となりますので、まず、庁内連絡会議を開催し、検証作業を進めるとともに、警察本部等とも連携して、被害の実態や被害者の声の把握に着手しているところでございます。

今後の進捗につきましては、適宜、本委員会において報告をいたしたいと考えております。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にご質疑等もないので、以上で請願処理結果の報告を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

中西環境保全課長 大分県環境影響評価条例の改正の検討状況について、報告いたします。

本件については、平成28年第1回定例会で請願が採択され、その処理結果を第2回定例会において報告しております。その後、見直しの検討を進めてまいりましたので、現在の状況を説明します。

委員会資料の5ページをお開きください。

まず、背景についてですが、大分県における環境影響評価いわゆる環境アセスメント制度は、環境影響評価法の対象事業と比べ規模の小さい事業や法対象以外の事業種を県条例において対象とする役割分担により実施してきました。

このうち、発電所の設置事業については、これまで条例の定めがなく、法の対象事業のみ環境アセスメントの手続を求めてきたところです。

一方で、平成24年7月の再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入に伴い、県内でも法対象外の太陽光発電が増加するとともに、法対象外の比較的大規模な風力発電の計画が進められており、今後も新たな事業者の参入が予測されます。

次に、右側の課題ですが、太陽光発電については、土地造成を伴わない事業であっても、地表面を大きく被覆することから動植物の生態系や景観などへの影響が懸念されます。また、風力発電についても騒音や低周波、バードストライクなどの環境影響が懸念されております。

このため、その下、方針にありますように、法アセスメント対象外の一定規模の発電所の設置事業がより環境に配慮したものになるように、条例の対象事業に加えたいと考えております。

下の表をごらんください。

追加対象事業（案）ですが、条例第2条に規定する対象事業の別表を改正し、左枠のとおり新たに「事業用電気工作物の設置又は変更」を加え、条例施行規則に発電所の種類と規模要件を定めたいと考えております。

右側の太枠の部分が規模要件（案）になりますが、水力、火力、地熱、風力については、隣接県の規模要件と同等に設定し、太陽光発電については、既に対象としている長野県や

仙台市の規模要件を参考にして、敷地面積20ヘクタール以上にしたいと考えております。

なお、この改正案につきましては、9月下旬から県民意見の募集を実施するとともに、大分県環境審議会に諮問を行い、11月1日付で原案は妥当であるとの答申をいただきました。

この答申や本委員会でのご意見を踏まえ、今後、条例の一部改正案を平成29年第1回定例会に上程し、ご審議いただく予定です。

衛藤委員長 以上で説明は終わりました。質疑、ご意見はありませんか。

森委員 太陽光発電について1つお聞きしたいんですけども、設置において、より環境に配慮したようにということで、今も造成した土地、ここにありますが、景観とかいろいろな問題があるんですが、何十年後になるかわからないんですけども、太陽光発電のパネルとか、それ自体が使えなくなったときに関してのことなんかは、この環境影響評価時点では問題にならないかもしれないんですけど、将来的なそういった課題というのは扱うのかどうかということ、例えば、リサイクルとかそういったものを前提とした太陽光発電の施設の設置とか、そういうことが設置時点であるのかどうか、ちょっとそのあたり、勉強不足で申しわけないんですけど教えてください。

中西環境保全課長 買い取り制度が20年になっておりますので、その後、20年経過した後は、民民の契約で九電さんが契約を継続すれば引き続き行くと聞いております。ですので、契約が破棄されたところにはそのパネルが確かに廃棄物になる可能性があります。その辺を今後どうするかというところが問題になっておりますので、環境省で実際そういうところを考えて、今、研究をしていると聞いております。

森下廃棄物対策課長 今お話がございましたように、20年たちますと、廃棄物となった場合どうされるかということで、今、大分県では特定の業者さんに1度集めて、それから処理をするという方向で今進んでおります。これにつきましては、また決定というか、はっきりし次第、お話もできると思いますし、また環境省から使用後の太陽パネルについてどういう形で廃棄すべきかというガイドラインも示されておりますので、それに基づきまして私どもで責任を持って処理していきたいと考えております。

森委員 今回の設置時点での環境影響評価条例の中ではそういったものはうたわれないけれども、将来的にそういうことは考えられているということによろしいんですか。

森下廃棄物対策課長 おっしゃるとおりで、廃棄された後について適正に処理できるような方向性が考えられております。

平岩委員 大規模な風力発電所も予定されているというような言われ方だったんですけど、どちらのほうに、もし言えるんだったら教えてください。

中西環境保全課長 今、新聞に出ていまして、大分市と臼杵市の間に大きなものが今2つ、計画を進められております。それは法律のアセスを今、手続している最中です。もう1カ所、話は来ておるんですけど、まだ具体的にオープンになっていないので、外にはという話を事業者と言われております。条例の対象になるけど、法律には該当しないのかなというような規模であります。今回、条例が制定されたときに事業者が費用対効果とかも考えて、経済性も考えて、条例の規模を下回るようなことになる可能性もありますので、具体的な計画というところはまだ決まっています。

衛藤委員長 ほかにご質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ほかにないようですので、これをもちまして生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔生活環境部退室〕

衛藤委員長 それでは、内部協議に入ります。

閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中の継続調査をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 ご異議がありませんので、所定の手続をとることにいたします。

最後に、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にないようですので、これで委員会を終わります。

お疲れさまでした。